

## G 市水道局(末端給水事業)と O 企業団(用水供給事業)の共同委託(第三者委託)事例

G 市水道事業 の概要	G 市の水道は大正 15 年 9 月、I 県で最初の上水道として給水を開始。現在は平成 17 年 8 月 1 日に G 市・J 町・K 町・L 町が合併したことにより G 市のほか M 町の一部にも給水をしている。 <div style="text-align: right;">平成 22 年 3 月 31 日現在</div>			
	事業開始年月	大正 15(1926)年 9 月 1 日 ※I 県で最初に給水開始		
	給水区域	G 市と M 町の一部(内海地区)		
	配水能力	47,486m <sup>3</sup> /日		
	給水人口	83,257 人		
	普及率	99.10%		
	導・送・配水管布設延長	725,164m		
	年間総配水量(C)	11,881,222m <sup>3</sup>		
	1 日最大配水量	36,215m <sup>3</sup>		
	1 人 1 日最大配水量	435 リットル		
	1 日平均配水量	32,551m <sup>3</sup>		
	1 人 1 日平均配水量	391 リットル		
	年間総有収水量(D)	9,427,055m <sup>3</sup>		
	有収率(D)/(C)×100	79.34%		
職員数	53 人			
委託対象	N、P 浄水場をはじめとする浄水施設、水源の取水施設、配水池など各送配水施設			
		N 浄水場	P 浄水場	備考
	稼働開始時期	S51.4.1	H1.4.1	供用開始日
	浄水処理方法	急速ろ過	急ろ過	17,902m <sup>3</sup> /日
施設能力	7,200m <sup>3</sup> /日	認可値		
事業名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ N 浄水場等運転管理業務委託</li> </ul>			
共同委託および 第三者委託実施の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ G 市の N 浄水場と O 企業団の P 浄水場が同一敷地内に有り、薬品注入・排水処理等一部の設備を共有していた。</li> <li>■ 運転管理面では一つの浄水場と同様の扱いをしており、直営で運転管理を行っていた間も O 企業団が G 市水道局に P 浄水場の運転管理を委託するという形をとっていた。(第三者委託ではない)</li> <li>■ 熟練職員の大量退職(10 名程度)が見込まれたため、内部でも今後のあり方について検討していた。</li> <li>■ 「首長(G 市長)の民間活用の意向」や「第三者委託制度(水道法第 24 条 3)の整備」等を踏まえ、検討を行った結果、G 市 N 浄水場について第三者委託を実施することとなった。</li> <li>■ その後、厚生労働省との調整確認の結果、第三者委託の対象とした N 浄水場と同一敷地内にあり、薬品注入・排水処理等一部の設備を共有している O 企業団の P 浄水場についても一緒に法定委託すべき(法定外とすべきでない)との見解を示されたことから、第三者委託の範囲に含めることとした。</li> </ul>			

<p>検討導入の経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「N 浄水場他運転管理業務委託資料作成業務委託」により試算および外部委託の手法等について検討を重ね、また、局内に「N 浄水場他施設外部委託検討委員会」を設置し、その答申を受けて以下の方向で進めることとなった。</li> <li>■ 諸事情を多角的に検討した結果、外部委託を導入する。</li> <li>■ 外部委託はコストの削減効果を見込める「第三者委託(包括的委託)」の方法を採用する。</li> <li>■ 委託先の選定方法は技術・経験が重視されることから、「総合評価型プロポーザル方式」を採用する。</li> <li>■ 委託期間は継続的に安定した運転管理を行うため 5 年間とし、委託先への業務引き継ぎを行う期間を 2 ヶ月間設ける。</li> <li>■ 浄水場の外部委託については G 市 9 月定例議会の議決を経て実施することが決定した。</li> </ul>																				
<p>共同委託および 第三者委託実施の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技術の継承、確保</li> <li>■ コスト削減(主目的ではない)</li> <li>■ 時代の流れ</li> </ul>																				
<p>委託の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道法 24 条の 3 による第三者委託(N 浄水場および P 浄水場) + 法定外委託</li> </ul> <table border="1" data-bbox="472 831 1442 1211" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">取水施設</th> <th style="width: 15%;">導水施設</th> <th style="width: 15%;">浄水施設</th> <th style="width: 15%;">送配水施設</th> <th style="width: 15%;">配水給水施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>U 系 (U ダム)</td> <td>法定外委託</td> <td rowspan="3">委託対象外</td> <td>第三者委託</td> <td>法定外委託</td> <td rowspan="3">委託対象外</td> </tr> <tr> <td>V 系 (V ダム)</td> <td>委託対象外</td> <td>第三者委託</td> <td>委託対象外</td> </tr> <tr> <td>W 系 (地下水源)</td> <td>法定外委託</td> <td>法定外委託</td> <td>法定外委託</td> </tr> </tbody> </table>		取水施設	導水施設	浄水施設	送配水施設	配水給水施設	U 系 (U ダム)	法定外委託	委託対象外	第三者委託	法定外委託	委託対象外	V 系 (V ダム)	委託対象外	第三者委託	委託対象外	W 系 (地下水源)	法定外委託	法定外委託	法定外委託
	取水施設	導水施設	浄水施設	送配水施設	配水給水施設																
U 系 (U ダム)	法定外委託	委託対象外	第三者委託	法定外委託	委託対象外																
V 系 (V ダム)	委託対象外		第三者委託	委託対象外																	
W 系 (地下水源)	法定外委託		法定外委託	法定外委託																	
<p>第三者委託制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公側の水道技術管理者の負担軽減と民間への適切なリスク・責任の分担が、第三者委託を導入した主な理由であるが、ライフラインである水道事業の安全性は公が担うべきであり、最終責任は公共が負うべきであると考えている。</li> </ul>																				
<p>委託の概要</p>	<p>委託期間</p>	<p>平成 20 年 2 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日(5 年間) 但し、平成 20 年 2 月 1 日～3 月 31 日までは引き継ぎ期間(費用は業者負担)</p>																			
	<p>委託内容</p>	<p>N 浄水場、P 浄水場および Q 浄水場における、運転操作および保守点検・監視等の運転管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設の運転操作</li> <li>■ 施設の管理業務・保全管理</li> <li>■ 水質管理</li> <li>■ 保全管理</li> <li>■ ユーティリティ(動力・薬品など)の調達(過去の実績で設定し発注)</li> <li>■ 修繕業務(1 件 50 万円を年間 300 万円を上限として含む) 300 万円を超える部分、資本的支出(4 条)に係る項目は市で実施する。</li> <li>■ 植栽管理</li> <li>■ 浄水汚泥処分(天日乾燥)</li> <li>■ 水道台帳の作成等</li> </ul>																			
<p>提案審査時の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 非公表</li> </ul>																				
<p>コスト削減効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コスト削減が主目的ではないが、5 年間で 1 億円程度削減と想定している。</li> <li>■ 委託額の積算は公共下水道積算要領の単価を使って行った。</li> <li>■ これまで直営で事業体職員が実施していたため、コスト面で大きな効果があった。</li> </ul>																				

業務委託(公民連携)を実施したことによる水道事業として技術水準の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託開始後も受託者から様々な改善提案がなされている。</li> <li>■ 汚泥の有効利用(有価物(園芸用土の原料として受託者が自ら販路開拓))</li> <li>■ 処理水量は伸びているが、受託者の努力等により電気代金は増えていない。</li> </ul>	
アロケーションについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託料の積算、予定価格の公表は直営(内部で行った)</li> <li>■ 委託項目、費用については、企業団とのアロケーションを行うために整理されていたので、大きな手間はかからなかった。</li> <li>■ ただ、企業団との費用負担(アロケーション)の調整については時間がかかった。(協定書で反映している)</li> </ul>	
協定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ G市水道局とO企業団との協定は、第三者委託以前に施設の管理委託(企業団→G市)ですでに締結していたため(第三者委託に関する協定が最初の協定でなかったため)、協定書作成、締結に大きな障害はなかった。</li> <li>■ 協定書はG市水道局(市長)、O企業団(企業長)の名称で締結されている。</li> </ul>	
職員の変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委託監理に1名の専属職員(技術系熟練職員)をあてている。</li> <li>■ 委託監理等の事務にかかる費用負担はアロケーションにより行っている。</li> </ul>	
履行監視(モニタリング)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本的にセルフモニタリングを活用している。</li> <li>■ 日報、月報等で確認し、委託料は毎月支払いを行っている。</li> </ul>	
委託料の予算化、支払い等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5年間の債務負担行為で予算は確保している。</li> <li>■ 支払いは隔年度分を毎月に分けて行っている。</li> <li>■ 電気代、薬品代等のユーティリティを含め全て過去の実績値から委託費を積算しており、処理水量に応じた変動費としてではなく、固定費として支払っている。(受託者の努力で削減した場合は受託者のインセンティブとなる)なお、急激な物価変動、燃料の高騰については協議事項としている。</li> </ul>	
事業者の募集選定(公募型プロポーザル)について	発注方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公募型プロポーザル方式</li> <li>■ 価格点の割合は90点/300点満点中(※首長の意向でやや価格を重視した)</li> </ul>
	審査委員会	N浄水場等運転管理業務受託者選定委員会
	実施スケジュール	<p>【第1回】平成19年10月1日開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会設置要領、公告内容の確認</li> <li>・プロポーザル評価判定基準の検討</li> </ul> <p>【第2回】平成19年10月19日開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル参加表明者の資格審査</li> </ul> <p>5社の参加表明があり、うち4社をプロポーザル提出者として選定した。 1社は失格(資格審査)</p> <p>【第3回】平成19年11月30日開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル提出者の技術提案書審査(1次審査)</li> </ul> <p>【第4回】平成19年12月18日開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル提出者のプレゼンテーション審査(2次審査)</li> </ul> <p>受託候補者の特定結果については26日に公表した。</p>
	落札者	■ A社
事業者選定等における外部支援	■ 募集選定にかかる資料作成業務はコンサルに委託した。(平成19年4月発注)	
契約書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約書はコンサルに原案を作らせたが、結果的には直営ですべて作りなおした(先行事例もあまり参考にならなかった)</li> <li>■ 契約書は、結局はオーダーメイドとなった(契約書については第三者委託実施の手引きも参考にしなかった)</li> </ul>	
契約	■ 契約は委託者がG市水道局市長(甲)、O企業団企業長(乙)と受託者であるA社の支社長(丙)との間での三者契約となっている。	

第三者委託の実施で確認されている効果	(1) 委託管理事務の大幅な軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浄水場にかかる多くの委託業務を第三者委託の業務範囲に含めたことで、公側で行っていた委託管理、支払い事務等の職員の負担が大幅に軽減されたことが大きな効果である。</li> </ul>
	(2) 浄水発生土の有効利用(環境面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受託者の提案で、これまで産廃処分していた浄水汚泥の有効利用(園芸用土の原料として有価物で販売(X市の業者))が行われることとなった。業務開始後の提案。</li> </ul>
	(3) 電気代の削減(効率的施設運用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 処理水量は延びているが、受託者の努力により電気代は増えていない。今後は調査先、方法を変更する提案もなされている。</li> </ul>
	(4) 技術の継承・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 熟練技術者退職への対応</li> </ul>
	(5) コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5年間で1億円程度削減見込み 委託対象業務はこれまで全て直営で行っていたためコスト面でも大きな効果が出た。</li> </ul>
今後の見通し、課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次回委託の更新に向けた現在の委託の評価・検証が今後の課題。(評価方法もこれから検討する)</li> <li>■ 特に評価手法、次回委託で改善すべき内容、盛り込むべき事項等については4年目の来年度から検討を行う予定である。</li> <li>■ 施設の機能表評価についても、どのような形(第三者に依頼する等)で行うのか検討を行う予定。</li> <li>■ 次回契約も今回の委託と同様にプロポーザルとなる予定。(現在の業者の評価が良くても随意契約はあり得ない)</li> </ul>	